

第 28 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和3年11月30日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県立天草青年の家、熊本県立菊池少年自然の家、熊本県立豊野少年自然の家及び熊本県立あしきた青少年の家	熊本市中央区帯山三丁目8番46号	ひとづくり J A P A N ネットワーク ・三勢共同体 代表者 特定非営利活動法人ひとづくり J A P A N ネットワーク 理事長 中川保敬	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

熊本県立青少年の家条例（平成9年熊本県条例第42号）第10条第1項の規定に基づき、熊本県立天草青年の家、熊本県立菊池少年自然の家、熊本県立豊野少年自然の家及び熊本県立あしきた青少年の家の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。